

タピック
介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（目的）

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士の受験資格を得させる為の研修を行い、介護福祉士としての必要な知識・技能の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の養成を目的とする。

（研修事業の名称）

第2条 研修の名称は、タピック 介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）と称する。

（事業者の名称・所在地）

第3条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。
医療法人 タピック
沖縄県沖縄市比屋根二丁目15番1号

（研修会場）

第4条 本研修の講義及び演習会場は次の通りとする。
沖縄県名護市字宇茂佐1763番地2
医療法人タピック 宮里病院

（実施過程及び形式）

第5条 本研修は添削課題による通信学習、および通学（面接授業）による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。

（研修の時期）

第6条 本研修の開講及び修了の時期は、次の通りとする。

事項	平成28年度	平成29年度以降
開講時期	平成29年1月4日	各年の1月最初の平日
修了時期	平成29年11月30日	各年の11月の末日

（休業日）

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設の長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

1. 日曜日（面接授業実施日を除く）

2. 年末年始 12月30日～1月3日
3. 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第8条 受講の対象者は下記の条件を満たす者とする。

1. 介護福祉士の資格取得を目指している者。
2. 男女を問わず、心身ともに健全である者。
3. 面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲に在住している者。
4. 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

(入学時期)

第9条 入学の時期は第6条における開講時期とし、平成28年度以降については、募集要項にて記載された日とする。

(定員)

第10条 受講定員は1講座あたり20名(1学級)とする。

(受講料)

第11条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格者	172,000円
認知症実践研修	163,500円
喀痰吸引等研修	154,800円
訪問介護員研修3級	163,500円
訪問介護員研修2級	137,600円
訪問介護員研修1級	64,500円
介護職員初任者研修	137,600円
介護職員基礎研修	34,400円

(受講申込手続き)

第12条 受講申し込みの手続きは次のとおりとする。

1. 当法人指定の申込用紙に必要事項を記入し、課題作文、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
2. 書類選考及び、面接選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
3. 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

4. 当法人は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第 13 条 申込締切日は開校日の 6 週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当法人の判断により申込を受付けることができることとする。

(受講の決定)

第 14 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 15 条 受講料は受講決定通知到着後、原則 10 日以内に一括納入しなければならない。10 日以内に納入ができない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第 16 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当法人規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 17 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

1. 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
2. 受講生はスクーリング初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。
3. 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 18 条 本研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムおよび科目の免除は下表のとおりとする。

※ ○印で示した履修済科目は実務者研修において認定されるため履修免除される。

教育内容	実務者研修 時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 II	30		○			○	
介護の基本 I	10	○	○	○		○	
介護の基本 II	20		○	○		○	
コミュニケーション 技術	20		○			○	
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術 II	30	○	○	○		○	
介護過程 I	20	○	○	○		○	
介護過程 II	25		○			○	
介護過程 III (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解 I	10		○			○	
発達と老化の理解 II	20		○			○	
認知症の理解 I	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解 II	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解 I	10	○	○			○	
障害の理解 II	20		○			○	
こころとからだの しくみ I	20	○	○	○		○	
こころとからだの しくみ II	60		○			○	
医療的ケア	50(※)						喀痰吸引研修
実務者研修 受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義 50 時間とは別に演習を修了する必要有り。

(教職員組織)

第 19 条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長 (校長) 1 名
- (2) 専任教員 2 名
- (3) 講師 (介護過程Ⅲ) 若干名
- (4) 講師 (医療的ケア) 若干名
- (5) 講師 (課題添削) 若干名
- (6) 事務職員 1 名

(使用教材)

第 20 条 使用する教材は下記の通りとする。

●介護職員等実務者研修 (450 時間) テキスト

第 1 巻～第 5 巻 [中央法規出版]

●各科目毎の到達目標確認に関する当法人編集発行の問題集テキスト

(通信学習の実施方法)

第 21 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当法人の定める期日までに科目毎にレポートを提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、再提出の上限回数は 2 回までとする。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙または電子メールにて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 22 条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当法人の研修会場にて行う。出席を確認する為、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2. 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、担当教員がその成績を評価する。

(在籍期限)

第 23 条 在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 24 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、養成施設の長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第 1 項の規定により、休学中の者が復学しようとする場合は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを養成施設の長が確認し復学することができる。

(賞罰)

第 25 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 26 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者。

(2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

(4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

(5) 在籍期限を超過した者。

(6) その他本研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。

2 前項の事由によって、養成施設の長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。尚、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

第 27 条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 23 条に定める在籍期間を超過しないこととする。当法人はあらかじめ補講候補日を文書等にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 28 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、前条の補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1 科目につき 5,000 円（消費税込）を受講者の負担とする。

(修了認定方法)

第 29 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料の未納がない者に対して科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準は A：90 点以上、B：80～89 点、C：70～79 点、D：70 点未満の 4 段階で評価し、C 以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(修了証明書の再交付)

第 30 条 修了を認定された者（第 29 条による）は、当法人において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 31 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として 1,000 円（消費税込）を申し受けるものとし、受取りは原則本人が当法人に来訪するものとする。

(個人情報保護)

第 32 条 当法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を研修中及び、研修終了後においても他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 33 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(施行細則)

第 34 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成 28 年 1 月 4 日より施行する。